



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2934 号 2016.3.31 発行

社説：発達障害の支援 法改正で成人期を手厚く

山陽新聞 2016年03月31日

来月2日は、国連が定めた世界自閉症啓発デーである。8日までの発達障害啓発週間の期間中、岡山県内でも岡山城天守閣（岡山市）や備中国分寺五重塔（総社市）などを夜間、青く照らし出すブルーライトアップをはじめ、啓発活動が行われる。

発達障害は、対人関係が難しい自閉症やアスペルガー症候群、衝動的に行動する注意欠陥多動性障害（ADHD）、読む、書く、計算するなどのうち特定の習得が困難な学習障害（LD）の総称である。その理解と支援をさらに広げたい。

発達障害者支援法が2005年の施行後、初めて改正される見通しだ。超党派の国会議員が今国会での改正を目指している。

支援法は、障害の早期発見や学校教育、就労などで、国や地方自治体の基本的な責務を定めている。確かに、発達障害の名前は広く知られるようになったものの、日常生活での困難さに対する理解はまだ十分とは言えない。

とかく子どもの問題と思われがちだが、「大人の発達障害」が大きな課題と言える。岡山県が支援法に基づき、社会福祉法人旭川荘に委託し設置している「おかやま発達障害者支援センター」（岡山市北区祇園）が14年度に応じた相談のうち、65%の199件は19歳以上の当事者や家族からだった。

その6割は高校まで診断を受けることなく過ごしてきたが、就職や大学進学後に人間関係などの悩みを持つようになった人たちだ。相談内容は仕事についてが多く、4割を占めている。離職して引きこもる人も少なくないという。

発達障害の支援体制は、幼児の療育や小中学校の教育については整ってきたが、年齢を重ねると乏しくなる。就労機会の確保に加え、職場定着の支援が求められる。

改正案では、企業で長く働き続けられる環境整備や、教育現場でのきめ細かな対応を促す。支援センターの強化も盛り込まれる見込みだ。

岡山県内では、県が岡山、津山市にセンターと支所を置いているほか、岡山、倉敷など19市町も相談窓口を設けている。当事者への定期的な相談支援を続け、職場定着などに効果を挙げている窓口もある。相談は増えており、体制の強化を図るべきだ。

教育現場については、小中学校で子どもの状態に合う目標や取り組みを定めた個別指導計画の作成が進んでいる。高校などにも浸透させたい。

発達障害の子どもは、たとえ中学校で特別支援学級に在籍していても、知的な遅れがないと支援学校高等部への進学は認められないことが多い。通常の高校に進まざるを得ないために、集団生活などになじめず、退学するケースが珍しくない。

高校も福祉機関などと連携して障害の理解に努め、こうした生徒が学びやすい環境を整えることが大切だ。

障害者のアート100点 九博で展示 4月3日まで

西日本新聞 2016年03月31日

発達障害やダウン症などの障害がある人の芸術活動を支援するNPO法人「コミュニケ

ーション・アート」(大野城市)の会員による作品展が、太宰府市の九州国立博物館で開か  
れている。4月3日まで、入場無料。



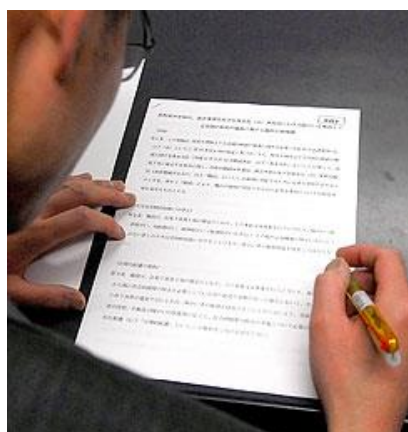
障害のある芸術家の作品を展示している「コミュニケーション・アート展」

同法人の造形教室に通う5歳から50歳代の約80人の水彩画やアクリル画、切り絵、革製品など約100点を展示。吉田圭佑さん(22)のアクリル画「サーカス」はゾウやライオン、クマ、ピエロなどが楽しげに芸を披露する様を描いた。梅野雄佑さん(26)のアクリル画「上空のハヤブサ」は大空を雄大に飛ぶハヤブサを、大胆な構

図で表現。高山凌賀さん(21)のコラージュ作品「What?」は、色鉛筆で描かれたライオンやジャガーなどの獣がユーモラスな表情を浮かべる。

会場の入り口には、アルミ製の導管を組み合わせて大樹に見立て、立方体の発泡スチロールに会員一人一人が折り紙を思い思いに切り貼りした作品をつるしたオブジェ「夢のなる樹」も置いた。同法人の松沢佐和子理事長は「みな私たちが思いも寄せぬ発想を持っている。作品を見て、その可能性を感じてほしい」と話した。同法人=092(404)7221。

#### 障害者差別解消法施行前に「共生社会を目指して」(上) 日本海新聞 2016年3月30日



4月1日に障害者差別解消法が施行される。障害者を排除してきた社会のあり方を見直し、障害者の日常生活を阻害してきた“社会的な障壁”を取り除くことで「共に生きる社会づくり」を目指すルールとなる。法施行を目前に控えて準備に追われる自治体や企業、「平等な機会」の保障を期待する障害者やその家族の現状を追った。鳥取県がまとめた行動規範を確認する県職員。職員によって対応に差が生じないように研修を重ねている=県庁

同法では、障害者に対して「不当な差別的取り扱い」を禁じ、「合理的配慮」を行政や民間事業者に義務付けている。障害を理由にサービスの提供や商品を販売しなかったり、障害者が生活を送る上で支障がある環境を改善しないことなどが挙げられる。

#### ■障害者の声を反映

同法施行に伴い、焦点となるのが「差別的取り扱い」と「合理的配慮」の“ものさし”となる具体例を提示することだ。

<b>不当な差別的取り扱い</b> <b>一例</b>	→窓口対応時に、聴覚障害者に対して筆談対応を拒否する →障害を理由に対処の順番を後回しにする →車いす利用を理由に入店や利用を断る →習い事やスポーツ教室の入会や物件の賃貸契約などを断る →必要がないのに保護者や介助者の同伴をサービス利用の条件にする
	<b>合理的配慮</b> <b>一例</b>

#### 障害者差別解消法施行前に「共生社会を目指して」(下) 日本海新聞 2016年3月31日

「(車いすで) 畳には上がれないことになっています」。けがで脊髄を損傷し、車いす生活を続ける米子市の男性(50)。今年2月、家族で鳥取県外の旅館の日帰り入浴を利用しようとした際、部屋の前で車いすから降りよう従業員に促された。



介助を受けて歩行する視覚障害者(左)。法施行を機に障害者に対する理解、意識変革が求められる=米子市内

事前に予約した際は何も説明がなく、従業員は「決まりですから」と繰り返すばかりだったという。結局、予約をキャンセルし別の旅館を利用した。

男性は「ハード面のバリアフリーは進んできたが、ソフト面(心)は遅れている。私たちに意識を向けてほしい」と訴える。

### ■根強い差別

4月1日に施行される障害者差別解消法では、障害者への不当な差別が禁止され、行政や民間事業者には障壁を取り除く「合理的配慮」が求められる。日常生活を送る上で差別的な扱いや不便さを感じてきた障害者とその支援者は、法施行に伴う社会

の意識変革に期待を寄せる。



### 障害者差別解消法 4月施行 公明新聞 2016年3月31日 尊厳と権利 義務付け 「社会的な壁」の排除促す 党障がい者福祉委員会 高木委員長に聞く

障がい者への差別禁止や配慮を義務付けた「障害者差別解消法」が4月1日から施行される。法制定の意義や公明党の取り組みなどについて、公明党障がい者福祉委員会の高木美智代委員長(衆院議員)に聞いた。

一法律の施行で、何が変わるのか高木美智代委員長  
この法律は、国の行政機関や自治体、民間事業者に対して、障がいを理由とした

不当な差別を禁止するものです。障がい者であることのみを理由に、商品やサービスの提供を拒否や制限するなど、障がい者の権利を侵害してはならないことを法的に義務付けています。

また、この法律では行政機関や民間事業者に対し、「合理的配慮」を求めています。言い換えれば、社会的障壁の除去ということです。具体的には車いす用のスロープの設置、筆談や読み上げ、手話や点字による表示などが該当します。国や自治体、国立大学などにはこの合理的な配慮の提供が義務付けられ、民間の事業者には努力義務となりました。政府は差別解消のための基本方針を策定します。国の機関は、具体的な事例を盛り込んだ職員向けの対応要領と、所管の事業者向け対応指針を定めました。また、差別を繰り返し、改善が見られない事業者に対して、国は報告を求め一公明党の取り組みは。

高木 2006年、国連で障がい者の社会参加などを求めるための権利条約が採択されたことを受け、公明党は障がい者が社会参加するための環境整備

### 障害者差別解消法のポイント

- 国と自治体、国公立学校、民間事業者に対し、障害を理由にした不当な差別を禁止
- 障害者に必要な「合理的配慮」を公的機関に法的に義務付け。民間にも努力義務
- 政府は差別解消のための基本方針を定める
- 国の機関は、具体的な事例を盛り込んだ職員向け対応要領と、所管の事業者向け対応指針を策定
- 差別を繰り返し、改善が期待できない事業者に対し国は報告を求め、指導、勧告が可能

を進めてきました。一貫して当事者本位の原則に基づいて、さまざまな障がい者団体の声を聞き、障がい者施策に関する国内法の整備を主導してきました。障害者差別解消法は、障がい者の尊厳と権利を義務付けた総仕上げの法整備といえます。特に、障がい者の意思をしっかりと受け止めるための意思決定支援や地域協議会の設置、相談支援体制の整備などを盛り込みました。

—今後の取り組みについて。

**高木** 障がい者が社会参加、自己表現していくためには社会的障壁をなくしていく配慮が必要です。例えば、白いつえを使っている人がいたら見守る、困っている人がいたら「お手伝いしましょうか」と声を掛けるなど、柔軟に対応するのが合理的配慮の精神です。法律の施行で、こうした心配りや思いやりが幅広く浸透していくことが大切です。公明党は、障がいによって分け隔てられることなく、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現に全力を注ぎます。



**卒業生就労100%達成** 長崎新聞 2016年3月31日  
新しい職場で働く開田さん＝諫早市、長崎原爆諫早病院 諫早市多良見町の県立希望が丘高等特別支援学校は本年度卒業生31人全員が一般就労し、当事者や保護者から喜びの声が上がっている。県内の特別支援学校の昨年度卒業生の一般就労率は32・4%。同校の100%達成は1993年度の最初の卒業生以来2回目。

同校には知的障害のある高校生が通い、職業訓練に特化した授業を受けている。生徒は1年のときから農業、木工、クリーニングなど六つの作業班に分かれて、仕事の基本的な技術を学習。県内企業で実習を重ね、企業側と学校側が本人の適性を見極めて対応していることが一般就労率の上昇につながったとみられる。

一般就労とは障害者枠で企業に雇用されるか、就労に特化した福祉事業所へ通所することを指す。どちらも最低賃金の給料は保障されており、22人が企業、9人が事業所へ勤務する。仕事内容は製造業や事務職、介護補助など。

同校の2011年度の一般就労率は51・6%だったが、5年間で約2倍に上昇した。同校進路指導主事の中尾敏光教諭（41）は「ハローワーク諫早など関係機関と連携し、情報交換を密にしてきたことの成果」と話す。学内でハローワークによる障害者雇用の助成金説明会を開いたことも、企業が障害者雇用に踏み出す後押しになったとみているという。

開田純也さん（18）＝大村市池田1丁目＝は既に長崎原爆諫早病院に勤務している。データ入力や書類整理などの事務を担当し「まだ始めたばかりで仕事を覚えるのは大変。早く環境になじみたい」と話した。

## 給与、1万5170円増＝障害ヘルパーの処遇改善で－厚労省調査

時事通信 2016年3月30日

厚生労働省は30日、障害福祉サービス施設で働くヘルパーなどの給与に関する調査結果を発表した。全国の10万6777施設から無作為に抽出し、有効回答を得た6973施設のうち、2015年度新設の処遇改善加算金を受け取ったのは56%で、これらの施設で働くヘルパーなどの平均給与（15年9月）は前年同期比1万5170円増の30万5491円だった。（

## 支援ボードのデジタル版公開＝交通機関の円滑利用で一モビリティ財団

時事通信 2016年3月31日

### 「コミュニケーション支援ボードデジタル版」の画面表示例

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団は31日、障害者や高齢者、日本語が分からない外国人らが交通機関を円滑に利用できるよう開発したサポートツール「コミュニケーション支援ボード デジタル版」を公開した。

ソフト面（人的対応）のバリアフリー化を推進するモビリティ財団は、絵記号や図記号（ピクトグラム）を示して会話や案内をサポートする同支援ボードの紙版を2007年に作成し、交通機関や観光案内所などに配布している。利用者からタブレットやスマートフォンでも使用したいとのニーズが高まったため、まず案内する側の使用を想定した「デジタル版」を開発した。

同デジタル版は、誰でも自由に利用できるよう、ソフトをダウンロードする必要がないブラウザ対応式を採用。紙版では日英中韓の4カ国語併記だった対応言語は、より多くの外国人を案内できるようにドイツ語やフランス語、タイ語など19カ国語に拡大した。「どういたしましたか？」で始まる質問に、「行きたい場所」「忘れ物」といった回答例を分かりやすいピクトグラムで表示し、選択回数が少なく済むシンプルな構造になっている。

また、障害者や高齢者に配慮した基本会話例や指で書ける「筆談ページ」を用意、路線図や遅延情報ページにリンクする便利機能も搭載した。

2020年には東京五輪・パラリンピックが開催されることもあり、さらに訪日外国人の増加が予想されるため、同財団は「こうしたサポートツールの需要も増加していくのではないかと。今回のデジタル版、配布している紙版を役立てていただければ」としている。

「コミュニケーション支援ボード デジタル版」は同財団のほか、ヴァル研究所と時事通信社が共同で開発した。



## 子どもの自主性を重視 篠山にフリースクール開校 神戸新聞 2016年3月31日

学校に行けなかったり、行かないと決めたりした子どもたちの居場所をつくらうと、兵庫県篠山市内で英会話教室を運営する西村源さん（34）＝同市垂水＝が4月4日、自宅を開放してフリースクールを開校する。空き家を友人の大工と一緒に改修し、山を手入れして里山と田畑に囲まれた環境に整えた。子どもたちの自主性を大切にする学びの場を目指す。

施設名は「インターナショナル デモクラティックスクール まめの木」。デモクラティックスクールとは、50年ほど前に米国で始まった取り組み。規則づくりや毎日の活動などの運営については子どもと大人が話し合って決める。学年や試験などはなく、自発性を伸ばすためやりたいことを重視している。

西村さんは米国人の父と日本人の母の間に生まれ、篠山で育った。中学2年から不登校となり、卒業後は大工見習いなどを経験。17歳で米国の高校に進み、卒業後はコミュニティーカレッジでビジネスマネジメントを学び、欧州を自転車で旅して日本に帰国。10年前、母が経営する英会話教室「イングリッシュスクール ラボ」（同市黒岡）を継いだ。幼稚園児から大人まで約200人が通う。

フリースクールの開校は長女の幼稚園選びがきっかけ。「規律を守ることも大切だが、自主性を伸ばせる環境で育てたかった」と西村さん。各地のフリースクールを見学したが遠方で通わせられず、米国出身の妻アンナさん（31）と共に開校することを決めた。

フリースクールでは里山と田畑での活動や楽器、ダンスなど、子どもたちがカリキュラムを決めて取り組む。子どものしたいことに合わせ、知人らを通じて講師を探す。西村さんは「既存の学校以外の選択肢があってもいい。子どもの自由な意思に合わせた学びの場にしたい」と話している。問い合わせは [sasayamafreeschool@gmail.com](mailto:sasayamafreeschool@gmail.com)

#### 医療費助成二重支給 5年間で計3243万円 河北新報 2016年3月31日

仙台市は30日、東日本大震災で被災した国民健康保険（国保）加入者の一部を対象とした医療費給付金と、障害者や母子・父子家庭への医療費助成金を誤って二重支給し、1279人に計約3243万円を過払いしたと発表した。

給付金と助成金はいずれかしか受給できないが、電算システムなどに二重支給を防ぐ仕組みがなく、2011年3月～16年1月の5年近く過払いが続いた。

過払いがあったのは障害者が645人で計2563万円、母子・父子家庭が634人の計679万円。いずれも自己負担以上の額が支給され、1人当たりの過払い最高額は障害者で58万6000円だった。

市は15年6月、受給者の指摘で問題を把握、調査していた。4月中旬、過払い分の返還を求める文書を発送。被災者の医療費給付は31日に終了するため、システムの見直しは行わない。

市障害企画課の高橋洋子課長は「領収書などを一枚一枚調べる作業になり、発表まで時間を要した」と陳謝した。市は社会保険でも同様の二重払いがあったかどうか対象者に調査書を送付して確認する。

#### 公選法改正案、衆院通過へ 要約筆記者の報酬解禁 産経新聞 2016年3月31日

衆院は31日の本会議で、洋上投票の要件緩和や、選挙の際に聴覚障害者向けに筆記で発言を説明する担当者（要約筆記者）への報酬支払い解禁を盛り込んだ公選法改正案を全会一致で可決する。参院に送付され、来週中にも成立する見通しだ。

要約筆記者への報酬支払い解禁は、夏の参院選までに施行される予定。現在、船員3人以上となっている洋上投票の必要人数については1人から投票可能とする。

#### ハンセン病、最高裁が謝罪へ 「特別法廷」の誤り認める 中日新聞 2016年3月31日

ハンセン病患者の裁判を隔離施設に設置された「特別法廷」で開いていた問題を検証している最高裁が、特別法廷設置手続きに不適切な点があったことを認め、元患者に謝罪する方向で検討していることが関係者への取材で分かった。最高裁が事務手続きの誤りを認めて謝罪するのは極めて異例。

十五人の裁判官全員で構成する裁判官会議で近く決定し、早ければ四月中に公表する報告書に盛り込む。個別の裁判の内容には踏み込まないため、裁判をやり直す再審の理由にはならない見通し。

最高裁によると、ハンセン病患者の特別法廷は一九四八～七二年に隔離施設だった療養所や刑務所、拘置所などで九十五件開かれた。設置の根拠となる裁判所法は、最高裁が必要と認めれば外部で法廷を開くことができると規定する。

最高裁の調査では、地裁や高裁から設置申請があった際に、当時の最高裁事務総局が、設置の必要性を慎重に検討していなかったことが判明した。本来は病状や感染の恐れの有無などを精査すべきだったが、十分に審査せずに開廷を許可していた。ハンセン病患者に対する偏見に基づく差別意識から、審査が形式的になっていたとみられる。

ハンセン病患者を理由とした設置申請はすべて許可されたのに対し、結核などハンセン病以外のケースは四八～九〇年に六十一件中九件しか認められていなかった。

最高裁が設置した、大学教授や弁護士ら五人の外部有識者委員会（座長・井上英夫金沢大名誉教授）も「違法だった可能性がある」とする意見を最高裁に伝えており、近く最終見解をまとめる。

法廷は事実上非公開だったため、憲法の定める「裁判の公開」に反するとの指摘もあるが、開廷を知らせる「告示」が療養所に張り出されていたことや、当時の資料が少ないことなどから、違憲とまではいえないと判断するもようだ。

最高裁は二〇一四年五月、元患者らの団体の要請で調査を開始した。

#### ◆国民にも謝罪を

＜最高裁による特別法廷の検証を求めたハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会長の志村康さん（83）の話＞憲法の番人たる最高裁は、元患者に対してだけでなく国民にも、特別法廷の設置が違憲で司法が過ちを犯したと、踏み込んで謝罪してほしい。違憲国賠訴訟判決が二〇〇一年に確定した段階で、最高裁は自ら謝罪すべきだった。調査を要求し、やっと動きだした。遅きに失した感はあるが、ようやくここまで来たとの思いもある。

＜ハンセン病＞ノルウェーの医師ハンセンが発見した「らい菌」による感染症。手足などの末梢（まっしょう）神経がまひし、皮膚がただれたり体が変形したりして障害が残る恐れもあるが、感染力は極めて弱い。医学的根拠のないまま、1931年に旧「らい予防法」が成立、96年の法律廃止まで国立療養所での隔離政策が続いた。元患者らは国家賠償を求めて提訴し、後に和解。国は誤りを認めて謝罪した。全国ハンセン病療養所入所者協議会によると、全国13カ所にある国立ハンセン病療養所の3月1日現在の入所者は1609人。

#### 県が障害福祉計画を策定

新潟日報 2016年3月31日

県が医療・福祉の法定4計画を作っていなかった問題で、県は30日、未策定だった障害福祉計画を策定した。本県は全国で唯一、第2、3期（2009～14年度）計画を作っておらず、7年ぶりに作成した。

第4期は15年度から6年間を計画期間とし、1年遅れで策定した。重度障害者の包括支援やグループホームなど障害福祉サービスの必要量を見込み、県が助成や人材養成研修などを行う方針を示した。

11日まで県民意見を募り、7件が寄せられた。未策定問題に対する意見はなかったという。

医療費適正化と老人福祉、介護保険事業支援の三つの法定計画も過去に未策定の期間があったが、その後の期間分は策定済み。

#### 古河市非公認ゆるキャラ「こがにゃんこ」 カフェラテ、パフェの限定メニューに

東京新聞 2016年3月31日



こがにゃんこを使った新メニューのカフェラテとパフェ＝古河市で古河市非公認のゆるキャラ「こがにゃんこ」を飲んで、食べて、味わって。同市中央町のレストラン「サンローゼ」が、こがにゃんこをデザインしたカフェラテとパフェをメニューに加えた。大勢の観光客でにぎわう「古河桃まつり」に合わせた限定メニューで、まつり期間中の4月5日まで提供している。（原田拓哉）

こがにゃんこは、中学、高校時代を市内で送ったデザイナーの小太刀御祿（こだちみろく）さんが一昨年夏、市を応援するために生み出した。雪の結晶の研究で知られる古河藩主の土井利位（としつら）、古河藩家老で蘭学者の鷹見

泉石（せんせき）という2人の歴史的偉人をモチーフにした。黒いシャム猫の「どいしゃむ位（つら）」と白猫の「たかみにゃん石」の2匹がいる。

「こがにゃんこラテ」は、小太刀さんが作ったプラスチックの型を使い、ココアパウダーで表面に、たかみにゃん石を描いたラテアート。450円（税別）。

「こがにゃんこパフェ」は、通常メニューのチョコレートパフェをアレンジ、ホイップクリームの上に、こがにゃんこクッキーをのせ、皿にはココアで描いた、にゃん石が。580円（同）。

同店は、築80年を超える木造の商家を改装した古民家レストラン。オーナーシェフの後藤隆史さん（42）は「市外から桃まつりに訪れた人たちに足を運んでもらい、古河の歴史にも触れてもらえれば」と話している。

こがにゃんこを使った商品は、昨年、市内の障害者就労施設「たんぼぼ」が、施設利用者の自立支援を目的に初めてクッキーを開発、同店でも販売している。



### ごみ屋敷 生死の狭間

支援を拒み 一人もがくごみであふれかえる部屋を清掃する業者。ここに住んでいた鉄治は、病の不安や孤独感を酒で紛らわせる日々を送っていた（1日、大阪市大正区で）＝金沢修撮影

内閣が2011年にまとめた調査結果では、セルフネグレクト状態の高齢者は推計で

最大約1万2000人に上った。「実際はさらに多い可能性がある」としている。調査は、全国の地域包括支援センターや民生委員などに実施。セルフネグレクト状態の人のうち、独居は7割を占めた。寝たきりの人や外出時に介助が必要な人は計4割だった。回答者の約半数は、近隣住民との接点をほとんど持っていなかった。セルフネグレクト状態になったきっかけでは、親しい人との死別や、地域からの孤立などが目立った。

大阪市大正区の賃貸マンション。3月1日、清掃業者の3人がドアを開けると、異臭が鼻をついた。

焼酎の紙パックや衣類などが床やベッドを埋め尽くしている。食べかけの弁当やカップ麺は腐り、小バエがたかっていた。

住人は元タクシー運転手の鉄治（82）（仮名）。昨年10月頃から異常に疲れやすくなり、風呂に入るのも、何をするのも面倒になった。「もう、どうでもよくなった」。部屋はたちまち、ごみに覆われた。

いわゆる「ごみ屋敷」は、認知機能の低下や精神面の変調などで生活や行動を管理できなくなる「セルフネグレクト」が背景にあるケースが多いとされる。

鉄治が幸運だったのは、付き合いのある元同僚が説得して病院に連れて行き、市の支援拠点「地域包括支援センター」にも知らせてくれたことだ。

鉄治は糖尿病と診断され、即日入院した。鉄治に清掃を促したセンターの職員は「衛生状態も健康状態も悪い。命を落としかねない状態だった」と言う。

鉄治の家に来た3人は、清掃整理業「メモリーズ」（堺市）のスタッフ。横尾将臣（47）が2008年に起業すると、孤立死があった部屋の清掃や遺品整理の依頼が次々に寄せられた。

ごみの中で最期を迎えた部屋。ドア1枚隔てた外で、何事もなかったかのような日常が流れる。生前、近所の人々の気遣いを「ほっといてくれ」と拒絶していた人も少なくない。「なぜ生きようとししないのか」と何度も首をひねった。

2年ほどたち、孤立死した60歳代の男性宅を片付けていると、冷蔵庫にある貼り紙に

読売新聞 2016年03月31日



※内閣府が、セルフネグレクト状態にある高齢者138人を対象に実施した調査(複数回答)を基に作成



目が留まった。

「明日もまた 生きてやるぞと 米を研ぐ」

生きようと闘っていた時期が、この男性にも確かにあった証しだった。

「生活が荒れ始めた段階で誰かが手を差し伸べていれば、亡くならず済んだ命もあったはずだ」

横尾は、生活を立て直す「福祉整理」に力を入れ、各地で講演もするようになった。伝えたいのは、孤立する人を気にかける、地域のつながりの大切さだ。

住宅を覆うごみは、悪臭や放火など周囲にも悪影響を与えるため、強制撤去できる条例を設ける自治体が全国で増えている。だが、強制撤去は最終手段で、対話や福祉的な関わりで解決を目指すのが原則だ。

大阪市にある地域包括支援センターの女性職員（58）は「その人に寄り添い、人生を敬うことで改善に向かう」と感じている。

孤立した70歳代の女性のもとに通い詰めた。女性は最初、「全部、大事なもんや」と清掃を拒んだが、やがて教えてくれた。以前、地域の相談活動が生きがだったこと。娘と夫を続けて亡くし、ショックから心を閉ざしたこと。

家の中には、女性がよく近所の子供たちに配っていた手芸品の材料が山のようにあった。「私も頑張ってきたんよ」。そうつぶやき、清掃を許してくれた。

横尾は、孤立死した人たちが生きようともがいていた、あるいは、諦めの心境になった、そんなメモ書きを捨てずに残してきた。

「健康に生活ができます様、仕事ができます様、生命力を与えてください」

「今日1日を大事に生きていこう」

「死んでもいいと思っています。でも、なかなかふん切りがつきません」

鉄治は快方に向かっている。「退院したら、一からやり直したい」。それが、助けてくれた人たちへの恩返しなのだという。

「生と死の狭間で葛藤しながら孤立死の瀬戸際にいる人は多い。かすかなSOSをキャッチできる人が少しでも増えてほしい」。そう横尾は願う。(敬称略)

## 大阪) 自閉症啓発デーの4月2日、大阪を青く染めよう 前田智

朝日新聞 2016年3月31日

国連が定める「世界自閉症啓発デー」の4月2日、誰もが当たり前で生きられる社会をめざそうと、啓発のシンボルカラーの青色で街を染める催しが大阪市内で開かれる。青い服やグッズを身につけて歩くウォーキングイベントなどが予定されている。

食を通じたコミュニティーづくりを進めるNPO法人「essence (エッセンス)」や大阪自閉症協会に、当事者と地元企業の関係者らが集まって企画した。催しは「MAKE KOZE OSAKA (まぜこぜ大阪)」と呼び、誰も排除しない排除されない、配慮のある社会にとの思いを込めたという。

ウォーキングイベントは2日正午に大阪天満宮を出発し、中之島公園などを巡る。午後6時に通天閣に集合し、青色にライトアップされた大阪城などを巡るツアーもある。梅田東コミュニティ会館など北区茶屋町周辺では、車いすバスケや手話ダンスが披露される。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行